				五ノ二　配偶者ガ年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十四号以下令和三年改正省令ト称ス）第四条ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法施行規則第十条第一項又ハ令和三年改正省令第二条ノ規定ニ依ル改正後ノ厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項ノ規定ニ依リ基礎年金番号通知書ノ交付ヲ受ケタル者ニ該当スルモノニ在リテハ個人番号又ハ基礎年金番号
（略）				
第五十条第二項	六　前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフイルム	六　前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフイルム 六ノ二　前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ配偶者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ配偶者ノ基礎年金番号通知書其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類		
第五十条第二項第一号及び第六十八条ノ二第二項第一号	年金手帳（年金手帳ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）	前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ基礎年金番号通知書其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類		
（略）				
第七十四条ノ五第二項第一号及び第八十一条第三項第一号	被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ年金手帳（年金手帳ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）	前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ基礎年金番号通知書其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類		

				五ノ二　配偶者ガ平成八年改正省令第一条ノ規定ニ依ル改正後ノ国民年金法施行規則第一条各号ニ規定スル者ノ一ニ該当スルモノニ在リテハ個人番号又ハ基礎年金番号
（略）				
第五十条第二項	六　前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフイルム	六　前号ノ障害ガ別表第一ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ因ルモノナルトキハ其ノ障害ノ状態ノ程度ヲ示スレントゲンフイルム 六ノ二　前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ配偶者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ配偶者ノ国民年金手帳其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類		
第五十条第二項第一号及び第六十八条ノ二第二項第一号	年金手帳（年金手帳ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）	前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ年金手帳其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類		
（略）				
第七十四条ノ五第二項第一号及び第八十一条第三項第一号	被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ年金手帳（年金手帳ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）	前項ノ規定ニ依リ同項ノ請求書ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ基礎年金番号ヲ記載スル者ニ在リテハ年金手帳其ノ他ノ基礎年金番号ヲ証スルニ足ル書類		